

控除対象配偶者及び扶養親族の所得証明について

収入の無い控除対象配偶者及び扶養親族で次の条件にすべて当てはまる方は、原則として、申告をしていただかなくても「所得0」で所得証明書の発行ができるようになっております。

(条件)

- (ア) 1月1日現在、高知市に居住されている納税義務者が、年末調整や確定申告等によって税法上の控除対象配偶者及び扶養親族としている方
- (イ) 控除対象配偶者及び扶養親族で、1月1日現在、高知市に居住されている収入の無い方

上記以外の方は、所得が無くても、所得証明書の交付を受けるためには、「所得無し」

の申告が必要な場合がありますので、市民税課までご来庁ください。

例年、その年度の所得証明書の発行は、6月10日頃からおこなっております。

所得の申告が必要な方は

高知市市民税課(本庁舎2階 201番窓口)まで

高知市本町5丁目1番45号 ☎823-9421

申告の際に持参していただくものは

- 所得のある方は
 - ・ 所得金額の分かるもの（給与所得の方は源泉徴収票または給与支払証明書、その他所得に関する帳簿等）
 - ・ 国民健康保険料，国民年金保険料の領収書
 - ・ 生命保険料，地震保険料の控除証明書等